# 久慈市山村文化交流センター(令和7年4月1日改定)

### ■施設使用料

(単位 円)

ホール		9 時~12 時	13 時~17 時	18 時~22 時	9 時~22 時
入場料区分		午前	午 後	夜 間	全 日
無料	休日	7, 830	11,640	14, 110	25, 860
	その他の日	6, 490	9, 400	11,740	21, 150
1,000 円以下	休 日	9, 850	14, 560	17, 640	32, 340
	その他の日	8, 170	11,750	14, 690	26, 450
1,001 円以上 2,000 円以下	休 日	11, 750	17, 460	20, 580	38, 220
	その他の日	9, 740	14, 670	17, 640	32, 340
2,001 円以上 3,000 円以下	休 日	13, 770	20, 380	23, 510	44, 090
	その他の日	11, 410	17, 020	20, 580	38, 220
3,001 円以上	休日	15, 670	23, 290	26, 450	49, 980
	その他の日	12, 990	19, 490	23, 510	44, 090
練習室		2, 040	2, 340	2, 640	5, 130
第1楽屋		890	1, 110	1, 450	3, 130
第2楽屋		890	1, 110	1, 450	3, 130

#### 備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、久慈市の休日に関する条例(平成18年久慈市条例第5号)に規定する休日をいう。
- 4 入場料金を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,001 円以上の入場料を徴収する場合の額と同額とする。
- 5 練習室において、入場料を徴収し、又は営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、既定 の使用料の額の5倍に相当する額とする。
- 6 ホールを専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間 1 時間につき、9 時前の場合は9 時から12 時までの、12 時から17 時までの場合は13 時から17 時までの、17 時後の場合は18 時から22 時までの使用料の額の時間割計算による額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 8 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

## ■附属設備使用料

- π - Λ		使 用 料	
	区 分	単 位	金 額
	音響反射板(サスペンションライト付)	1式	3, 300
	しゃ幕	1枚	440
舞	地がすり	1枚	330
74	演台(脇台付)	1式	440
台	スクリーン	1式	660
	平台	1枚	110
設	めくり台	1台	110
/	司会者台	1台	220
備	指揮者台	1台	220
	指揮者用譜面台	1台	110
	演奏者用譜面台	1台	60
	音響拡声装置	1式	1, 100
	カセットテープレコーダー	1台	440
音	コンパクトディスクプレーヤー	1台	440
, ,	ミニディスクレコーダー	1台	440
響	DVDプレーヤー	1台	440
	ステージスピーカー	1台	550
設	マイクロホン(ダイナミック)	1本	220
/些	マイクロホン(コンデンサ)	1本	440
備	ワイヤレスマイクロホン装置(マイクロホン1本付き)	1チャンネル	550
	移動式はね返りスピーカー	1台	330
	音響機器持込料	1キロワット	110
	基本照明A	Lb	0.000
照	シーリングライト、フロントサイドスポットライト、2列以下のサ	1式	3, 300
777	スペンションライトを使用した場合		
明	基本照明B	1式	F F00
	基本照明Aに加えロアーホリゾントライト、アッパーホリゾントライト、3列のサスペンションライトを使用した場合	1 = 1	5, 500
設	マイト、3分のリスペンションノイトを使用した場合 センターフォロースポットライト	1台	1, 100
	スポットライト	1日 1台	110
備	パーライト	1 <sub>日</sub>	110
	照明機器持込料	1 ロ 1キロワット	110
	ピアノ(ヤマハCFIII)	1台	4, 400
のそ	ピアノ (ヤマハG2E)	 1台	550
設の	可動式プロジェクター	1台	660
備他	電気機器持込料	1キロワット	110
	- CONTRACTOR	-1://1	110

#### 備考

- 1 使用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から22時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで及び13時から22時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から22時までの使用の場合は3回使用したものとする。
- 2 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間 1 時間につき、9 時前の場合は9 時から12 時までの、12 時から17 時までの場合は13 時から17 時までの、17 時後の場合は18 時から22 時までの使用料の額の時間割計算による額とする。この場合において、1 時間未満の端数は、1 時間とみなす。
- 3 ピアノの使用料は、調律料を含まないものとする。
- 4 機器持込料の単位は、1台ごとにその表示された消費電力によるものとし、1キロワットに満たない 端数がある場合は、これを1キロワットに切り上げるものとする。
- 5 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。
- 6 会議室又は視聴覚室の使用者等が当該会議室又は視聴覚室に附属する机を使用する場合は、この表の規定にかかわらず当該机の使用料は徴収しない。